

令和7年度第2回田辺市男女共同参画懇話会会議録（要約）

開催日時 令和7年12月23日（火）午前10時～12時

開催場所 田辺市役所6階 第1委員会室

出席委員 植木委員、井潤委員、宍塙委員、堀委員、高橋委員、
井溪委員、山田委員、中辻委員、前田委員、浜野委員、
濱野委員、須本委員、高垣委員、松下委員

欠席委員 竹内委員、中村委員、金川委員

出席職員 竹本企画部長、平谷室長、坂本主任

傍聴者 1名

内 容

1. 開会

- ・自己紹介
- 各委員及び職員自己紹介

2. 議事

（1）令和7年度田辺市男女共同参画センターの事業報告、令和8年度田辺市男女共同参画センターの事業計画について

（2）前回の懇話会（8月22日）で出された意見について

（3）意見交換

- ・どうしたら男女共同参画が進むのか
- ・「男女共同参画条例の策定に関する意見等」の結果について
- ・今後について

（4）その他

3. その他

主な意見

議事（1）：令和7年度田辺市男女共同参画センターの事業報告、令和8年度田辺市男女共同参画センターの事業計画について

（資料により事務局から説明）

議事（2）：前回の懇話会（8月22日）で出された意見について（資料により事務局から説明）

A委員・・・審議会の委員に限らず、やっぱり審議会の女性の比率が伸びていないっていうのはここずっとあることだと思います。次の意見交換のところにも、どうやったら進むのかというようなことも出されておりますが、私もずっと、地方自治体の審議会に占める女性の割合っていうのには注目して、自分でもこういうふうな折れ線グラフで、調べてはみているんですけども、全体に都道府県の女性の委員とかの中では、確実に右上がり、上がってきています、増えております、にもかかわらず、田辺市の登用率というのが、ほとんど伸びていないという現状があります。本当に横ばいです。そういうことで市町村、他の地域にしても、大体そんな急激には上がってないですけども右上がりで増えてきている現状の中で、田辺市の割合が横ばいってほとんど増えてない、令和5年になると、前年度の、3年4年よりも減ってるというような状況になっています。こういうふうにすべてとは言いませんが、1つの目安として私もよく出す、田辺市職員の管理職に占める女性の割合っていうのも、他の全国平均比率に比べても、以前から減ってきてるっていうのが田辺市の状況であることが明らかになっています。ですから、この足踏み状態っていうのは、何か突破口が必要であるんじやないかと常に思っております。第3次の男女共同参画プランっていうのも去年でき上がったところですが、それに沿ってしていくっていうのは市の方針だと思いますが、やっぱりここで何か起爆剤となるようなことっていうのが必要じゃないかなというふうに思っております。それが、私の意見としては、条例の制定、男女共同参画推進条例っていうのが田辺市にないっていうことが、これの推進力を上げるためににはそういうふうなことも、てこ入れが必要なんじやないかなっていうのは常に思ってるところです。

B委員・・・質問の回答は、次回の田辺市男女共同参画プランの中にはぜひ反映していただきたい、積極的な取り組みを求めます。ぜひ次回にはいい結果が出るように期待しています。

C委員・・・この課題の認識っていうのは、ここのみなさんもお持ちで、何とかしていかなければいけない、先ほどA委員がおっしゃったように、突破口っていうことも結構あるかと思うんですが、市職員のことで言わせていただきますと、以前伺った中では、まず、係長級または課長級の方の女性の登用っていうのが、そもそも女性自身もなかなか受けるのが難しいという状況があるっていうのを伺っています。というのはやはり考えてみると、今家庭の中で、男女、夫婦2人とも働いているっていう家庭が多くあります、ほとんどがそうだと思います。そんな中で管理職を担って、また、家に帰っては、まだまだ女性の家事育児に関する負担っていうのが大きい。ここがやっぱり、仕事と家庭の両立っていうのが、そう簡単にできない現実があると思います。そこで、じゃあ何をしていかなければならいかっていう

のは、やはりその全体的な改革、人材不足もあろうかと思いますが、特に市においては、職員の配置適正化計画っていうのは、今後また減らしていくということがあればまたこの問題はなお一層深く、問題が残っていきますので、ここは市としては、もうこれ以上の削減っていうのはすべきではないと思いますし、さらに最初に、採用する際の女性比率っていうのも上げていくということを検討していただけたらいいのではないかと思います。ただもっとやっぱり、各家庭における男女の、男性女性に限らないですけれども、役割分担、負担の軽減をし合うということが、もっと女性が活躍できる秘訣ではないかなと思っています。

D委員・・・高市総理がガラスの天井、1枚破ったっていうニュースだったかを目にしたんですけど、ガラスの天井1枚だけではやっぱりないみたいですよね、2枚、3枚、だったり。総合的な話、やっぱり、男女の役割分担とかっていう分け方の中で、区分かなと思ってるんですよ。どうしても立場上、不可避な部分っていうかあるように思うんですね。目新しいのが、女性棋士の産前産後の不戦敗、これ最終的には削除になったようで、当たり前なんですね、女性の役目を果たすということは、日本に限らず、人口減少が叫ばれてる中で、打破していかなければいけないところもあるんじゃないかなと思います。弁護士さんの世界でも、やっぱり出産育児の壁っていうのか、あるみたいですね。これしかし無責任に私こんなこと言ってますけど。私が代わって代われるもんではないんですよ。時々場所によってお話しすることあるんですけど、育児って、ひらがなでいくじって書くと、何もフェーズフリー的に差はないんですけど、本来使う育児っていうのは、子供を育てる育児、育てるだけじゃなくて産むことも含めて育児だと思うんですけど、これ100回生まれ変わって男、男ってずっと、絶対真似のできないことで、しかし、何を言いたいかっていうと、育児の児をね、あるところでも話したんですけど、1字だけ置き換えたらいいんですよ、それは、育てる「事(こと)」、事件の「事」、ってありますよね、育てることは男でもできるんですよね、産むことはできませんけど。例えば夜泣いた、子供が泣いたときに、あやしてあげる、お父さんが膝に乗せてあやしてあげる、というのも、育事、育てる事、事(じ)、でしようし、例えば子供の送り迎えも、子育ての中の育事っていう役割分担でできると思うんです。そのブレイクアウトの仕方をもっと変えていくと、単純に、肩肘張って男や女やって言わなくとも、ちょっとこう漢字を置き換えることによって、立場も置き換えられるんじゃないかなっていう気がします。ちょっとこれ一般論的な話も、含んでいるんですけど、以上です。

E委員・・・男女共同参画っていうのを言われ始めた20年ほど前っていうのは、田辺市でも、さっき言われたような女性のほうが昇進っていうのを尻込みするとかそういうことは多分あったと思うんですよ。そういう教育を受けてきてないから、職員になってからね。そして今40歳になってるからとか50歳になってるから、今女性増やさないといけないから、あなたが係長にとか言われたらそういうのはものすごい重荷でしかないんで、尻込みするのは当たり前だったと思うんですね。でも最近若い人はそういうことはないと思いますの

で、そういう理由で尻込みする方は多分いらっしゃらないだろう、ただ、そしたら、なぜ少ないのかってさっきC委員が言われたような、周りの環境が整っていないということもすごく大きいと思うんですね。能力的なものでちょっと無理ですよっていうのは、それは、市の職員として採用した市側の育て方に問題があったとか、それは言わざるを得ない。同じ選考を受けて入っているということですから、そんなに能力に差があるわけない。それを、いまだにまだその人数的にはすごい登用ができるないっていうのは、人事をつかさどるところとか、今、実際管理職になってらっしゃる方々の目配りとかがちょっとできていないのかな、能力のある人を拾い上げられてないのかなっていう、そういうところがすごく問題かなと感じています。もうそろそろ男女共同参画っていう言葉は私もすごい嫌なんですよ。もう、何で男女共同参画、別にええやんって、男女で分けんでもね、いいんじゃないかっていうところがあって、ちょっともう前から、田辺市の機構改革で、もう推進室なんていう名前もなくしたほうがいいのにな、と言わせてもらってるんですけども。当たり前なんですっていう意識を市の方から出していかないとなかなか広がらないっていうのもあります。やっぱり隣で何かそういう進んでるところがあったら真似しようかなと思うと思いますし、企業もやっぱり競争ですから、自分とこだけがそんな遅れてたら、優秀な人が入ってきてくれないというのもありますし、その辺で、ちょっと、回り道みたいに思いますけれども、働きやすい環境づくりっていうのを、もう早急に作っていただきたいなと思います。それと、やっぱり女性、女性ってあんまり優先的に扱うとあんまりよくないんですけども、事情があって、住むところがないとか、そういうところに、その事情によりますけれども、子育て中の人で住むところがないとかっていう、そういうところで、市営住宅入りたいと言っても、抽選でしかない。きちんと仕事もあって、生活していくてる人でも、住むところがないっていうのも、多々あるんですよね。そういうところをやはりきちんと生活していくように、周りの環境を整えるってすごく大事かなと思う。この辺ちょっと田辺市さんの姿勢として、進めていただきたいなと感じています。

議事（3）：意見交換

事務局・・・本日次第の議題3、意見交換について次第の中に3点書かせていただいておりますが、こちらにこだわらず意見交換していただけたらと思っております。少しその前に新任委員さんもいらっしゃいますので、先に、改めて市の現状について少しご説明させていただきます。田辺市では令和3年4月に田辺市人権尊重のまちづくり条例が制定されました。お配りしましたNo.4の資料です。その経過としましては、多様な団体から選出していただいた代表者で構成する人権教育啓発推進懇話会等での協議を経て、約2年の時間をかけて制定し、人権課題全般を包括したものとして、市民の皆様、市議会の承認を得たものです。こうした状況でございまして、先ほどA委員からもありましたけれども、現在のところは、男女共同参画に特化した条例はございません。市としましてはこの田辺市人権尊重のまちづくり

り条例にありますように、女性の人権の尊重や、不当な差別やあらゆる暴力を許さないという人権課題全般を包括したこの条例を、市民の皆様一人一人に届くよう取り組みを進めて参りたいと考えています。そして具体的な施策については、個別の課題に応じた計画やプランにより取り組む形で、今は考えております。また、あと、和歌山県の県民のための条例としましては県の男女共同参画条例もありこうしたもとで進めて参りたいと思います。また、このような取り組みの中で、この懇話会では、前回前々回と様々な議論があり、令和7年2月に当時のすべての委員の皆様に、男女共同参画条例についての意見書をお配りし、ご回答をいただいた分を集約させていただいたものを本日資料としております。意見書の取りまとめです。ここで少しご了承いただきたいことがありますて、この意見書は、お名前は公表しませんのでということでご回答いただいたものです。また、一部要約している部分もあります。この点をご了承いただけたらと思います。前回の懇話会でも、熱心な議論が交わされたところでありまして、本日も引き続き、どうしたら男女共同参画が進むのかなどについてご議論をいただけたらと思います。

B委員・・・私は田辺市の人権尊重のまちづくり条例っていうのは、人権擁護連盟の会議でもいろいろ勉強させてもらってるんですけども、男女共同参画っていうのは、大きな問題として人権の問題があります。それと同時に社会をもっと住みよい社会にするために、例えば交通に関すること、それから、文化に関すること、色々、その両面があると思うんですよ。単なる男女差別っていうんじゃなしに、女性が入ることによって、例えば教育面で、今までの教育と違った教育ができる、田辺市の施策の中で、女性が入ることによって今までと違った市の運営ができるっていう、そういう面との2つ、両方あると思うんですよ。1つは、この人権に関する女性の能力とか、活躍を阻害してるっていう部分と、もう1つはそういう、市政、あるいはそういう全般的な改善に動いていくっていう2つあると思うんですよね。そしたら、人権尊重のまちづくり条例で、女性が十分な、先ほど部長さんが言われたように、誰もが能力によって十分活躍できるっていうそういう部分で、人権が守られてるのかっていうことを皆さんに考えていただきたいんですよ。1つはね。だから、そういう、今実際に男女共同参画に対して取り組んでいるのは、報告していただきました、センター等の事業報告とか、この会議とか、そういう形でしか実際のところ動いてないと思うんですよ。だからそういう面ではもうちょっとこう、もっと一步も二歩も三歩も進めていかないといけない、そのためには、私は前に書かせてもらったんですけども、今、男女共同参画に特化してないっていうふうに言わされたんでやっぱり特化する必要があると私は考えます。ということでやっぱり条例が必要だなというふうに考えます。

F委員・・・いつも皆さん、いろいろ活動していただき、素晴らしいと思ってます。人権的に男女共同参画とらえてるところがありまして、例えば、いろんなことを、みんなが例えば奥さん、女の人はこういうふうにやるべきだとか、いろんな中で、今まで生きてきて、そう

するとやっぱりどうしても、自分の知らないことに対してちょっと残酷になってる、私はこれやっているんだからあなたそんなのやって当然だ、みたいになったりするのが私の中ではすごい問題、例えば、従業員と雇用されてる人もそうですけど、そこがすごく私の中では、やっぱり一緒に取り組むことによって全体を把握していって、お互いを思いやれるようになるのが根幹だと私は勝手に思ってるんですけど、私の中では結局業務を各組織でやっていくっていうのは、すごい、いろんな各団体、さっきの話で言いますと、交通安全かなんかで、みんなやってて、その時に結局、例えば、私が育児をしますってことになったときに、私は母乳が出るわけじゃないんで、そのときに必要なものって哺乳瓶があるわけじゃないですか。それってこの間、D委員が話したかもしれないんですけども、公平性、要するに、椅子を高くしてあげて前を見るようにしてあげるっていう、だから身長が低いから私は野球観戦できませんよってならないように、同じ業務をするために、哺乳瓶を用意してあげるっていうのが、これは逆に女の人も、私はそうだと思うんですけど、例えば力が男性より弱い、そこにこうやって補助するものを持つてあげるとか、そういうふうな同じ業務をこなすために、公平性を担保することっていうのがすごくさきに来るんじゃないかなと私は勝手に思ってるんです。その業務をこなす、各ジャンルの業務をこなすために、弊害となる部分のところに公平性、同じように、同等に働く環境を作つてあげることによって、参画がどんどんしやすくなっていくのかなって、私は思つたりしてます。

G委員・・・全く同じです。その公平にするために、台をあたえるときに、その台ももらえないんです、というか昔男女平等っていう話をしたときに、平等に同じものを与えてもそれこそ高さが違うのがないと観戦できないじゃないですか、同じようにこのぐらいの高さを与えてますってしても、小さい人はもっと高い土台をもらわないと見えない。それを公平っていうんですけども、その通りなんですけども、それをじゃあどういう分担にするとか、どういうふうに渡すっていうところに、何の取り決めもないんですよ。だから、何ていうかな、決めるっていうその審議会の場に行けないんですよ。さっきの0だったら女性の視点が入らないんですよ。で、みんな家でふつふつとしてるんですよ。何でわたしらこんなんんだろう、でもそういう慣例やからな、そういう流れやからなあっていうところで、抑えてきたっていうか、仕方ないよな、そういう世の中だよな、ところが、男女共同参画、そうしないともう日本の経済もたないって、男性がもうこのまま行くと倒れてしまうと、女性もともにそのところに出ていかないと、というか、ひそひそと家でいて男性だけに頼ってる場合じゃないよっていう、そういう流れがあって、そうだよねと、さっき言われたみたいに、そのノウハウを女性は持つてなくて、でももう今ほつといても女性頑張ってるんですけど。その部分なんか、その時に、それこそ条例っていうものがあったら、こうじゃないですかってこういえるんだけども。なんで、女性の女性のって何回も言うけど、なんで女人だけ特別視するとか、男性にも欲しいんですよ。それをいい意味で公平にしようっていう。

H委員・・・今その男女の条例がいるかどうか、いるのかどうなかつていうのは正直ちょっと私の中で答えっていうのはなくて、あった方がいいのか、なくてもいいのかつていうのも、そこまでまだ意見が自分の中でいってないっていうのがちょっと恥ずかしいんですけども。いつも心がけてるっていうか、先ほどからお話を聞かせていただいている中で、私いつも職場でも、家帰っても、協力し合うというか、本当に老若男女活躍できる人には、もういろんなところで活躍して頑張ってもらう、そのお手伝いができたらいなっていうふうな、考えを持ちながら。やはり立場、立場で主張するという中で、できるだけ組織の中にいれば組織の中が、家に帰れば家の中が、みんなが輪を大事にできるように、結局大人になって、私も今、こういうふうにしましようって言われてももう50過ぎて人の言うこと聞くかっていうと、なかなか自分でこうだなと思っていかないと、自分であるほどなってならないとしないという、理解はするけど、納得しませんっていう、よく聞く話なんですけども。いずれにしても、考えるのは諦めずに考えていこうかなというふうには思っております。

I委員・・・女性の登用はされていってるのでこの30年で大きく変わったなというふうに感じてます。また、以前本当にそういう意識を持たなかつた女性が、確固たる地位のところで活躍していこうという意識が非常に高まつてきてるっていうふうに思つてまして、これは非常に有効なことかなあというふうに感じてます。一方で、個別のやっぱり事情であつたりだとかっていうようなところがあると思うので、そういうところの取り組みっていうのはそれなりに判断すべきものかなというふうにも思つてます。ただ、もともとは男社会だったところが、そういうふうに変わってきつてるので、考えようによつては、どんどん変わっていくと思うんで、ただそれを進めていくのに、この条例が必要なかつていうのはちょっと私にはわからないですけれども、そういう働きかけを市の方が中心になつて、いろんな啓発活動とかされてますけども、ちょっとそういう何か具体的なセミナーであつたりだとかがあつてもいいかなというふうに感じます。

J委員・・・私はまだ今年度からこの懇話会に参加させてもらつてるので、まだまだ勉強不足で条例とか勉強中なんですが。いろいろ私いつも思うんですけど、育つてきつた環境とか、地域とか、そういうものもあると思うんです。どれだけこう条例で男女平等でつて言つても、育つてきつた環境とか、両親とかにもよると思うので、私は息子がいるんですが、そういうふうに育てたわけではないんですが、何でもします。手の空いた方がしたらいいんだ、て、何でもします。そういう子たちが増えてきたらちょっとは変わるのかなって。ただ、勉強不足でそういう状態なんですが、今の子供たちが、何でも男とか女とか関係ないよ、やれる人がやつたらいい、気がついた人がやつたらいいんだって言うふうに持つてついたら、もうちょっとやりやすくなる世の中になるのかなっていうふうには思ひます。やっぱり専業主婦の方でも、1ヶ月家政婦さん雇つたらすごい金額になるから。若いときは養つてもらつてるんだからっていうのはあるけど、今は全然そんなの思つてないんですが、まだまだそういう世の

中だと思います。条例ができて、男、女関係ないっていうふうになっても、興味がなかつたらなかなか条例なんて見ないと思うので、もっともっと啓発を続けていかないといけないのではないかとは思います。もう、小学生ぐらいから道徳の時間でもそういう授業でもあればなって思います。

K委員・・・ちょっと難しい、いろいろわからないんですけども。先ほどの数字的な男女のことにつきましては、いろんな共同でですね、企画に参画して責任を分かち合うということは、それはもう一番理想でしょうけども、それぞれの能力というものもあるので、必ずしも数字ばかりこだわる必要ないんじゃないかな。ただ3割やっぱり超えれば、男女差の、議会でも3割の議員さんが出てくれば、いろんな様子は変わってくるということも、どっかでいろんなことがありますので、そういうバランスもありますけども、無茶苦茶数字にこだわることもない、能力ある人がそれぞれ担当していったらいいんじゃないかなと思います。それと、先ほど男女共同参画推進本部へ進達していますと言っていた、各部長に、この田辺市の中にも、田辺市人権施策推進本部まだあるんですね、これは人権尊重のまちづくり条例とともにやってると思うんですけど、その中でですね、もう3年か4年前から同じようなことを、どうしたら進むのかって言うようなことを協議されているんじゃないですか、具体的にね。だから、この内容と全く同じではないですけれども、もうすでに、やられている実行されているところもあるんじゃないかな、ということで私はチラッと思いました。とともに、先ほど皆さんおっしゃられたように、家庭、地域とか職場とかですね、あらゆる場面での継続的な啓発を進めていかなければならぬんじゃないかなと思っております。それで、先ほどの推進本部じゃないんですけども、事業報告見ても、あんまり詳しく見たわけじゃないんですけど、職員の研修でもですね、新規採用職員のときに人権とかだけ研修会しますけど、それ以外にやったっていう記録はないんですね。だから、すべての職員を対象とした男女共同参画に関する職員研修を、これも1回だけじゃなしに毎年続けて継続していく、全職員を対象にやっていくのが必要じゃないかと思います。ただ事務局も、47件で書かれておりましたけども、市で担当している事務局47もある、それぞれ会議であったり総会であったり、そういう機会を積極的にとらえて、こういう男女、人権のことについても話ししていく、啓発していくっていうことを、まちづくり学び合い講座みたいに待ってるのじゃなくて、こちらから積極的に関わって啓発をしていく、取り組みを進めていくということも大事じゃないのかなと思います。えらそうに言ってますけども、私なかなかこんなのはやってるかといったらそうではないんですけども、そういうことで思います。ただ、この人権の条例で罰則規定っていうのはなかなか設けられん、難しいってありますね。世論調査の中に、24時間の相談とか、弁護士費用の支援とかですね、援助とかあつたらいいなというような世論調査もありましたので、あんまり、他にないような田辺市独自のそういう、応援するようなことも、政策というんですか、事業をしていったらいいんじゃないかなと思います。

L委員・・・今回こういう課が私初めてなんでまだ把握はできてないんですよ。町内会に関しては女の人がもう強いです、いろいろなことやってくれます。男は広報のしわけについてとか、回覧板まわしとか、ほとんど女の人がやってくれるんで、それで助かっているというような感じ。これが女の人にそっぽ向かいたら、ちょっとまずいかなあとは思ってるんですよ。

C委員・・・私もこの懇話会結構長いこと参加させていただいている中で、自分もすごく学ばせていただいきました。人権のことであったりその働き方のことだったり、どうやったら能力ある人がその能力を生かせる社会になるかっていうのは、本当にこここの場でも勉強させていただいて、最近すごく思うのは、やっぱり男女にかかわらず、能力ある人がその能力を生かして、さらに活躍していくようにするためには、やっぱり今の、ちょっと話が大きいですけど、資本主義社会の中で、本当に賃金がやっぱりまだ平等でない、同じ働き方をしても平等でないっていうところがあるって、そういうところで、しかも、そもそも賃金も低い、なので活躍したいけども活躍できない、毎日の生活働くことで精一杯っていう、そういう方たちって本当に多いと思うんです。だから、やっぱり一人一人の能力が花開くためには、もっとその労働条件がよかつたりとか、もちろん、雇用者にはきっと労働者を人権的に見て、法に則った、規制緩和ではない、労働者を大事にする雇い方をしなきゃいけないし、労働者は労働者で自分が労働者だという意識を持って、やはり権利を主張できるように学ぶっていうことも必要になってくるかと思います。その中で、労働条件もよくなつて賃金もよくなつて、今世界と比べると日本って本当に労働賃金低いので、そこが先進国並みに上がっていくと、生活ももっと豊かに余裕ができるくると思います。そしたら、社会のために自分の力もっと発揮しようかとか、自分の能力をもっと高めるために頑張ろうかとかいうふうになってくると思うんですね。まず本当に政治の世界ではそういうことを目指していくっていうことが非常に大事ですし、この地域社会で、やっぱり男女に関わらず一人一人が、本当に活躍できるようにしようと思ったら、やっぱり、今の行政の支援よりもっとより充実した支援っていうのが必要になってくる部分もあります。先ほどB委員がおっしゃったように、公共交通のことであったり、これは本当に、どなたでも出かけたかったら出かけていけるような公共交通が本当に必要で、特に女性なんかは免許の保有率低いですから、そういうところで、女性はやっぱり出て行きたくても出て行きづらい状況にあるのが現実です。だからこういうところは改善していかなきゃいけませんし、また子育ての部分においてはもっと子育て支援っていうのは充実していただかないと、女性頑張れだけでは頑張れません。それから女性が課長クラス部長クラスになっていくような年齢になると、親の介護というのがついてくるんですね。そしたら、本当に仕事と介護を両立しようと思ったら、やっぱり介護のサービスが受けやすくなる、金銭的にも、サービスを受けたら受けただけものすごくお金がかかりますから、そういう介護のシステムというところも、これは市単独でできない部分もありますが、ここもやっぱり改善していくところが本当にあると思います。こういうことをしていくか

ないと、ただ、頑張りましょうね、だけではなかなかこの男女の共同参画っていうのは進んでいかないなっていうふうに思ってます。

M委員・・・私 11 月に話（はなし）対話会というのに参加させていただいて、その時に防災のことでお話を聞きしたんですけども、防災のお話では、やっぱりそういう避難所のところへ洗濯物干したいときに、女性が下着とかも干すんですけどそういうところにやっぱり、男性の方がいると干しにくいとか、あと生理用品とかは、どうしても体のことありますので、取りに行きたくても、取りに行く受け付けのところに男性の方がいるとちょっと取りにくいとか、若い方のご意見とか、そういう意見がどうしても反映されにくくて、すごく防災の面では女性の視点の意見っていうのをもう少し取り上げて欲しいっていう意見がありましたので、たぶん男女共同参画出来ているんじゃないって思っている意識の方もいらっしゃると思うんですけども、やっぱりそういうのは災害とか想像しないとわからないっていうか、自分がその場に立ってないからわかりにくいと思うんですけど、もしものときっていうことを考えてくださってる方もいらっしゃるんだなっていうのを知りまして、防災のところは確かにそういう意見が会議に反映っていうか意見を出す場所っていうのが多分今ない状態だと思うので、いろんな視点をその会議に反映できるためには、私は、部署によったらやっぱりそういう条例が必要なのかなっていうふうに今は考えています。

会長・・・はいどうもありがとうございました。私の方から言わせてもらっていいですか。両方の立場で言わせてもらえた。男女共同参画条例が必要な理由としては、男女平等の促進ということで、社会における性差別や固定観念をなくし男女が対等に社会参加できる環境を整備することと、2 としては地域社会の活性化ということで、女性の就労促進やリーダーシップの推進により、地域経済やコミュニティの活性化が期待できる。それから 3 番目で、国や県の男女共同参画政策に対し、市としても具体的な施策や、責任を明確にする。それから 4 として子育て、介護の充実ということで、家庭や仕事の両立支援が進み、男女が協力しやすい社会をつくる基盤となる。5 として、差別やハラスメントの防止ということで、条例により問題の周知や相談窓口の設置が促進でき、市民が安心して生活できる環境づくりに寄与する。それからまた、反対の意見としては、男女共同参画条例が必要でない理由としては、既存の法律、条例の重複ということで、国や県で男女共同参画に関する法律や条例が整備されており、改めて市で制定する必要が薄い場合、2 として、コスト負担や行政リソースの問題、条例制定運用にかかる費用や人材確保の負担が大きく、他の緊急課題とのバランスが難しい場合、3 として地域の実情に合わない可能性、田辺市の人口構成や文化において、他の施策に最優先度を置いたほうが効果的な場合、4 として条例がなくとも十分な取り組みが可能ということで、住民意識や市民団体の活動、企業の自主的な取り組みなどで男女共同参画が進む場合には、条例を制定せずとも対応可能と考えられる。ということで、結論としては、男女共同参画の推進は現在社会において重要なテーマであり、地域格差や男女の

社会参加促進の観点からも、和歌山県田辺市に条例はあったほうが望ましいと考えられます。特に地方都市では、女性の就労支援や、若年流出対策の一環としても効果が見込まれています。ただし、条例制定にあたっては、市民、関係団体との十分な議論を踏まえ、地域の実情に適した内容と運営体制を整える必要があると思います。

A委員・・・今のもう結論なんですか。

会長・・・いやいや私の意見としてこの両方、今ちょっと聞いた、前からの意見を、ちょっとと言わせてもらっただけで、これが最終的な意見じゃないんですよ。今後ともまたこういう場でまた議論が深まっていけばいいと思うんですけども。

A委員…さすが会長さん、一生懸命考えていただいて、今までの集約っていうかしていただいたなあっていうのが、今びっくりしたって言ったら悪いんですがびっくりしていたところなんです。というのは、こういう理念条例っていうか、啓発っていうのはなかなか目に見えるもんではないし、世代間で今この男女共同参画っていうのは、世代間の推進が全然異なるっていうことがあって、やっぱり大半、40代 50代の方っていうのは、現場で働きながら家庭を継続していくっていうところにおいては、いろんなことが実感として、いろんな意見があると思うんですが、割と若い世代、今もう 20代 30代となると進んでるなあっていう感じ、どちらも働きながら、家庭のこともしながらという環境ができてきてるなあというのは感じるところです。だから、その辺のところが、若い人の意見ももちろん取り入れる必要があるんだと思うんですが、この先っていうかな、長い将来世代が変わっていったら、確実には進んでいくとは思うんですが、今でもこの現状の中でやっぱり進んでないなって感じことが多いっていう中では、もうちょっと推進力を強めるという形をとっていけたってっていうのは私の一貫した意見なんですが、実際の話の中で、子供への教育のこととか、おっしゃってくれた防災のことっていうのは、喫緊の課題で、この避難所の運営のところに関しては、女性からの意見っていうか立場的なっていうか、そういう究極の場に置かれると、女性の権利が本当に守られるのかっていうようなところでは大事なことなので、やっぱり細かいところを網羅した部分っていうのが、一番近いこの田辺市の条例として作っていかないとだめなんじゃないかなと思ってるところです。もちろん国の法律があって、県の条例もあるし、田辺市にはこの人権まちづくり条例ですか、広い意味でばくっとし過ぎて、人権尊重のまちづくり条例っていうのは、網羅しているだけに、私たちがここで、男女共同参画懇話会の中で進めていくこの課題っていうのにはちょっと遠いなあっていう感じ、それは、人権の話だったら根底はそうだと思うんですが、B委員がおっしゃってくれたようにそういう場面、人権だけじゃない部分で実際の生活に密着した部分っていう課題をどうしていくのかって言うのには、その考え方方に大きく啓発っていうことが大事になってくるところがあるので、その部分を進めていくには、やっぱり今、何かこの旗印となるような、そんなものが必要なんじ

やないかなあと思います。だから内容を決めるときにもっといろんな人の意見が入るような、ワークショップしたりとか、いろんな団体の方に入ってもらったりっていうことは、具体的に作っていくときにしていったらいいんじゃないかなあと思います。

E委員・・・いろんなご意見聞かせていただいて、今日の議論を聞いてて、どっちでもいいかなと私はもう、もともとどっちでもいいんです。あって悪いものではないし、ただ作る必要があるのかどうか、いま作る必要があるのかどうか、その前にやらないといけないこというのがいっぱいある。だから、どこが進んでないのかっていう把握、そして進んでないところをどうすれば進んでいくのかっていう、そういう話し合いの場っていうのがあれば、もっと早く進むんじゃないかなってものすごくそれがあるって、何かここで議論してるだけではやっぱり進まない。なんで進まないのかっていうその進んでいないところというのは、今まで議事録とかいろいろ見てみたら、多分あると思うんですね。市の職員さんも現場で、ここはもうちょっと言っても無理だから、みたいなところもあると思うので、そこ突破していかないといけないのが職員さんの仕事だと思うんですけども、前に進めないところはどこに原因があるのかっていうことを、このメンバーで協力できるところがあれば、一緒に考えていけば進みやすいんじゃないかな。それをやってからのことでも遅くはない。なければ進まないってことではないと思います。

D委員・・・総理の睡眠時間で2時間とか3時間とか、何か見聞きするんですけど。ここでお話したことあるかどうか、8万6400っていう数字があるんですね、1日、24時間。時間ないですからひもといて言いますと、これ8万6400秒なんです。これ、高市総理であっても、私であっても市長であっても、皆さんすべて平等に生まれ落ちたときに与えられた権利なんですね。1日24時間以上ある人ってないんですよ。総理いくらガラスの天井1枚破ったからと言って、26時間になったかと言ったら、睡眠時間2時間ないよって、そしたら2時間上乗せしてあげようか、ということにはなってないんですね。結果的に、要はそのブレイクアウトっていうか、分配の問題なんですね。その分配の中で、出産育児の壁、これ弁護士の世界もあるみたいです。女性の弁護士のいるところ、結果的に何でまちなかへ集まるかというと、要は企業の中でね、弁護士やってる間に、母親代わり、例えば事業所内保育所とか、院内保育所とか、事業所内保育所とかあるんですけど、そういうところを充実していただいておると、さっき私が言った育児の、育「事」、子供を育てる「事」と先ほどおっしゃっていただいたように、私は母乳は当然出せないですけど、哺乳瓶を持てるんですね。あたためることもできるんですよ。買ってくることもできるんですね。そこで、お互いの役割分担を、ブレイクアウトすることによって、8万6400秒を、分け隔てなく、男女関係なしに、これ男女というよりも、老若男女、障害者の方に対してのことでも関連してくると思うんです、場は違うんですけども、私はいかに8万6400を満遍なく、フェーズフリーで、これは防災の基本なんですけど、進めていくかっていう意識を持っていくことからスタート

改めないと、条例論は必要な部分もあるかと思いますけど、どうしても規制かけないと罰金取られないと、ヘルメットでもそうですよね、私なんか高校生のとき 2 時間 3 時間、250cc や 350cc のバイク乗ってもヘルメットいらなかつたですから、だけど今ヘルメットかぶつてないと、点数を取られるし罰金もあるしで、人間抑止力働きますから、一面その抑止力っていうのは必要だと思います、その方法論はあると思うんですけど。だから私は 8 万 6400 を、老若男女かかわらず、男女かかわらず、平等にブレイクアウトできる社会に、私はあと何年生きるかわからないんですけど、ちょっとこここの皆さんと一緒に作っていければいいなあと思っております。

G 委員・・・男女共同参画って本当に、基本法ができたときにとにかく啓発して広めないといけないということで、平成 13 年のときから啓発活動だっていってずっとやらせてもらつたんです。行政の方にはまだノウハウがないと、市民の方も、男女共同参画って何その難しそうな言葉、とにかくこの言葉と、ジェンダーについてっていうのを広めていかないといけないっていうことで、肩を揺すぶりながらぼーっとしてた場合じゃないよね、そうしていくと動きが、そういう時代だったんですが、ジェンダーバッシング受けたりとか、先走ったところがいろんな、男女平等っておなじところで男と女が着替えることか、とか、教育の場で、今はもう普通に混合名簿になりましたけど、必ず、おいでって言つたら、男の子が先に来て、そのあとから女の子が並ぶという、本当に見えないカリキュラムっていうのがあって、それらも意識をして、意識して意識して、意識しなかつたら変わつていかないということで、肩を揺すぶってやつた時代があつて、今はそんなことしなくとも、男や女やとか言つていられなくて、もうみんなが支えていかなかん。私いつも言つるのはうちの家がかかあ天下だとか、亭主関白だとかも何にも関係ないんです。その家はそのルールでやつたらいいんです。だけどそれを別にこだわりという、固定観念をとっぱらおうとしてるのに、また違う固定観念っていうのを作つてるようなもんなんで、そこは違うなと。ずっと男女共同参画に関わる中で、私も、自分も変わつてきたし 180 度変わつてきたこともある。確かに、もうずっとどっぷりこの人生やつてきた中で、今から変わるよって言つたところで変えられないっていうのももちろんわかるんです。だから、もっと自分の家だと、自分自身は自分の生き方を選んで生きたらいいんです、だけど、そうしたいと思ってもそれができない、困難な問題を抱える女性の支援に関するとかね、そこにあつたときに、DV を受けている女性をどうやつたらこの人に生きてく勇気もつてもらえるんだろうかっていう視点で物事を考えないと、自分は自分らしく生きたらいいんですよ、だけどそれができない人をどう助けていくのかなっていうところをいつも考えつています。もちろん、女性であろうと男性であろうと能力アップするということは、経済も企業も大きくなることだし、そこの企業のところに女性のどんどん意見が来たら、その企業は伸びてるんです。そうせざるをさっきのヘルメットじゃないんですけど、そうしないといけない時代に自然となつてきてるんですよ。だからもう自分がどう生きようかは、もうどうってことはない。その方の思った人生を歩まれたらいいんです。

ただ、社会全体としてこういう、私たちが集まって考えないといけないことは、もっと大きな話なのかなと思います。

会長・・・私まだ、言い残したことあるよって方がいらっしゃったら、何か言ってもらったらどうでしょうか。大分意見ももう言い尽くされたような感じなんで、次これをまた事務局とも共有していろんなことで、皆様方の意見を尊重しながら、今後の課題というか、前向きな方向で考えていくようにしたいと思います。

議事（4）

（特になし）

3. その他

（事務局から懇話会の今後の予定について）

会長・・・今事務局から説明がありましたように次回の開催についての、ご意見がございましたら、委員の皆様からどうぞ。

B委員・・・今日の会議で、みんなから意見が出たと思うんですけど、それを参考にして会長さんが先ほど言われたように、事務局とともに考えてどのようにするかを検討したいと思いますって言ってくれたんですけど、希望としては、やっぱり、男女共同参画条例の策定に関する意見のことについての話なんで、それをもうちょっと具体的に、例えば、前の2月7日の意見によれば、小委員会を設けて検討していく方がいいとか、いろんな意見がありました。だから、意見をただ聞くだけではなしにやっぱりそれを、何らかの形で進めていって欲しいなと思います。

A委員・・・同じです。

会長・・・それから私から言うの口幅ったいですけど、前から年度内2月6日の方で予定としていて、今回はイレギュラーになってるんですが、2月6日の方でも、委員の皆さんどうですか、やったらいいですかそれともやらなくてもいいですか、やったほうがいいですか。

K委員・・・私の団体は4月、5月に役員改選がありますので、こちら勝手はできませんけども、2月と、その次では、人が変わる可能性はありますということを含んどいてもらったら。

会長・・・ありがとうございます。それはもう仕方ないことで、また新たな委員さんで検討するようになります。次回は2月6日ということで、事務局の方どうですか。いいです

か。皆さん、2月6日に開催するということで異論ありませんか。委員の皆さんまた後日、事務局から連絡があると思うんですけども。

事務局・・・2月6日の金曜日同じ時間、市役所で、会議室はまた改めてご連絡します。

会長・・・場所についてはまた連絡あると思うんですけど、市役所内ということで間違いないですね。よろしくお願ひします。それでは時間となりましたので終わりに、副会長から一言ご挨拶をお願いします。

副会長・・・閉会のあいさつ